

パブリックコメントの結果概要(案)

I. パブリックコメントの概要

(実施期間)

- ・平成20年8月5日から9月5日まで

(提出件数等)

- ・24件のコメント(いずれも個人)

(内訳)

- ・レジャー船関係者:10
- ・漁業関係者:3
- ・無線工事関係者:1
- ・不明:10

II. 意見の概要及び対応方針

1 普及の在り方

※括弧内の数字は意見提出者の識別を示す。

(1) 普及を図るべき機器

国際VHFを活用すべきという意見が多くある一方で、漁業関係者を中心に既にある27MHz帯無線電話の活用を軸とすべきであるという意見があった。

- ・国際VHFを活用すべき。(4、5、6、9、10、13、14)
- ・国際VHFの出力は5W(ハンディ機)で十分。(14、18)
- ・27MHz帯無線電話を活用すべき。(7、15、16、17)

(対応方針)

中間とりまとめに当っては、27MHz帯無線電話を活用した海岸局補完型も検討されたが、即応性等の課題が指摘された。そのため共通通信システムとして世界標準の国際VHFを基本とした通信システムとすることとしたが、船舶局数の大きな割合を占める小型漁船等については、普及促進策を検討することが必要である。

(2) 機器の導入コスト

- ・低コストで導入できるようにすべき。(4、6)

(対応方針)

システムの普及促進のためには安価に導入できることが重要であるため、今

後、具体的に検討する。

2 無線従事者資格の在り方

- ・無線従事者資格を不要とすべき。(9、10)
- ・電波利用の秩序維持を考えると無資格は不適當。(3、17)
- ・養成課程の費用をより安くすべき。(3)
- ・養成課程の講習の内容は運用を中心とした実践的なものに改めるべき。(23)
- ・国際通信ができるよう二海特、三海特の操作範囲を拡大すべき。(3)

(対応方針)

共通通信システムの普及促進のための資格制度の在り方については、今後、検討することとしている。

3 免許手続

(1) 開局手続

- ・普及促進のために簡便な手続で開局できるようにすべき。(4、6、9、11、12、23)
- ・ハンディ無線機をレンタル可能とすべき。(1)

(2) 技術基準

- ・安価な外国製品が手軽に使用できるようにすべき。(2、3、11、12、18、19)
- ・日本独自の技術基準とすべきではない。(5)

(対応方針)

システムの普及促進のためには簡便な免許手続とすることが重要であるため、検討会において、今後、具体的に検討する。

4 検査の在り方

- ・費用のかかる定期検査を不要とすべき。(11、12)
- ・船舶の航行安全を確保するためには検査は必要。(21)

(対応方針)

システムの普及促進のためには維持コストの低廉化が重要であるため、検討会において、今後、具体的に検討する。

5 共通通信システムの将来的な在り方

- ・海上通信にデジタル技術を取り入れていく必要がある。(15、24)

- ・普及促進を図るために AIS 等の機能を要求すべきではなく、将来課題とすべき。(3、19)
- ・簡易 AIS、DSC を付加したマリン VHF をプレジャー船、小型漁船に義務付けるべき。(8)

(対応方針)

共通通信システムに要求される機能については、共通通信システムの普及促進を早期に図る必要性を踏まえ、検討会において、今後、具体的に検討する。

6 その他

(マナー)

- ・現状でもマスキングや長時間占有等が多発しており、運用マナーの確保が重要。(23)
- ・連続長時間利用を規制する措置（例えば、機器の機能として）が必要。(6)
- ・外国船のマナーの問題が大きく、関係国との協力が必要(23)
- ・運用マナーの向上のために講習制度を導入すべきという意見(3、8)がある一方で、安易に導入すべきでないとする意見もあった。(19)

(対応方針)

国際 VHF の適正な運用の確保のため、運用マナーの維持向上に向けた方策について、今後、検討会において検討する。